

「村山市住宅リフォーム支援事業費補助金」の手続きの流れ

1、準備

(申請者)

※リフォーム工事の内容等が基準に該当するかどうか、資金の計画や見積書などで検討してください。

2、補助金の交付申請

(申請者→市)

※リフォーム工事の契約や着工前に行ってください。

《提出書類》 住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
添付書類①～⑮

3、補助金の交付決定

(市→申請者)

※申請書を審査し、補助金交付規則に該当する場合に「交付決定通知書」（様式第4号）を発行します。

(申請者に直接郵送いたします)

4、リフォーム工事の契約 → 着工

(申請者→施工業者)

※トラブル防止の観点からも、契約書や注文請書等の書類で契約行為をしてください。

※工事中の写真を忘れずに撮影してください。

◎工事内容を途中で変更する場合

※工事の途中で内容を変更する必要がある場合に行ってください。

《提出書類》 住宅リフォーム支援事業費補助金交付変更（取り下げ）申請書（様式第5号）
添付書類①～⑤

5、リフォーム工事の完成 → 工事代金の支払い

(申請者→施工業者)

6、完了報告（令和7年3月20日まで）

(申請者→市)

※リフォーム工事の完了後に行ってください。

《提出書類》 住宅リフォーム支援事業完了報告書（様式第7号）
添付書類①～⑥

7、補助金額の確定通知

(市→申請者)

※完了報告書を審査し、補助金交付規則に該当する場合に「補助金額の確定通知」（様式第8号）を発行します。

※合わせて、指定の請求書様式を発行します。（申請者に直接郵送いたします）

8、補助金の請求

(申請者→市)

※指定の請求書様式に必要事項を記入し、押印のうえ建設課に提出してください。

9、補助金の支払い

(市→申請者)

※指定された銀行等の口座に補助金を振り込みます。

(請求書を受領後約2～3週間後に振り込みとなります。以上で事業完了です。)